

## 徳島市イメージアップキャラクターデザイン利用規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、「徳島市イメージアップキャラクター『トクシィ』」(以下「トクシィデザイン」という。)を利用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 トクシィデザインとは、「徳島市イメージアップキャラクターデザインマニュアル」(以下「ガイドライン等」という。)に定められた画像をいう。

### (利用目的)

第3条 トクシィデザインは、徳島市(以下「本市」という。)独自の魅力づくりや全国への情報発信、地域に対する市民の愛着心や誇りの向上など、本市のイメージアップに寄与する目的に利用することができる。ただし、次の各号の一に該当する場合には利用を認めない。

- (1) 法令又は公序良俗に反するおそれのある場合
- (2) 政治的な活動又は宗教的な活動を助長するおそれのある場合
- (3) 青少年の健全育成にとって有害な目的に利用されるおそれのある場合
- (4) トクシィデザインの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれのある場合
- (5) 特定の個人又は団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に利用されるおそれのある場合
- (6) その他徳島市長(以下「市長」という。)が適切でないと認めた場合

2 トクシィデザインは、利用者が実施する事業の推奨や販売する商品の品質保証などを行うものではない。

### (利用できる者)

第4条 トクシィデザインは、個人、団体、住所等を問わず、だれでも利用することができる。ただし、次に掲げる業種又は業者については、利用を認めない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規制を受ける者
- (2) 消費者金融・ギャンブルに係る者
- (3) 法律に定めのない医療類似行為に係る者
- (4) その他市長が適切でないと認めた者

### (遵守事項)

第5条 トクシィデザインの利用については、本市が提供する画像データを利用し、ガイドライン等に定められた利用方法を遵守しなければならない。

2 本市以外のものは、トクシィデザインを利用するにあたって、意匠法(昭和34年法律第125号)第6条及び商標法(昭和34年法律第27号)第5条の規定に基づ

く新たな権利の設定をしてはならない。

(利用料)

第6条 トクシィデザインの利用料は無料とする。

(利用届出)

第7条 トクシィデザインを利用しようとする者は、利用届出書(様式第1号)に次の書類を添付して市長に届出なければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容が分かる資料
- (2) トクシィデザインの利用状況が分かる完成見本等
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 第1項の届出をした者は、届出た用途にのみトクシィデザインを利用することとし、その権利を譲渡したり、転貸したりしてはならない。

第8条 (削除)

第9条 (削除)

第10条 (削除)

第11条 (削除)

(利用改善)

第12条 市長は、トクシィデザインの利用に関して、利用目的と異なる利用又は遵守事項に反した利用を発見したときは、利用者に対して改善を求めるものとする。

第13条 (削除)

(事故、苦情等の処理)

第14条 トクシィデザインの利用に際し、製作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、利用者がその責任のもとに必要な処理を行うこととし、本市は一切の責任を負わないものとする。

2 前項の処理に関して、本市が費用を負担した場合は、その実費を利用者に請求できるものとする。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、トクシィデザインの取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は平成24年5月8日から施行する。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成31年4月1日から施行する。